

## トライボロジー会議における講演発表ガイドライン

トライボロジー会議実行委員会

トライボロジー会議（春・秋）における講演発表資格に関して以下の通り定める。

1. 一般講演の講演者を本会の個人会員（正会員，学生会員，名誉会員）に限定する。
2. 一般講演での講演発表を希望する者は講演申し込み時に本会の個人会員でなければならない。非会員（維持会員企業に所属する非会員を含む）には講演申し込みを行う前に正会員（または学生会員）に入会いただく。ただし，一般講演の非講演者（共著者）は本会の個人会員である必要はない。
3. 一般講演を除く，特別講演，招待講演，セッション指名講演，シンポジウム，パネルディスカッション等の講演者に関しては会員，非会員の資格を問わない。ただし，シンポジウムの講演者に関しては，シンポジウムセッションのオーガナイザーが認めた者とする。
4. 体調不良等によって講演申し込み者本人が講演発表できない事態が生じた場合には，共著者による代理発表を認める。このとき，代行する共著者の会員資格は問わない。

以上

（改定記録）

2019年8月30日 制定（2019年10月31日 理事会報告）